平成２９年（フ）第４０号
山形県鶴岡市槙代甲118番地
債務者　加藤　里沙
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２９年（フ）第３５２号
川崎市多摩区登戸668番地　ベルフォーレ多摩　202
債務者　須藤　晋也
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６４号
新潟県村上市坂町634番地187
債務者　服部　　翼
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第８０号
新潟県村上市羽黒口８番20号
債務者　須藤イト子
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第３９１５号
大阪市城東区鴫野西２丁目２番８号エステマール大阪城512、住民票上の住所大阪市城東区関目４丁目６番13号プレアール関目Ⅱ305
債務者　犬童　和恵
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９７９号
大阪市西成区太子１丁目２番26号　ハイツ松本　302号
債務者　山下　　勲
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０７５号
大阪府豊中市桜の町１丁目２番11―305号
債務者　弓削　雅史
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２７４号
大阪府門真市垣内町６番25号
債務者　安原　満夫
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３０８号
大阪市生野区勝山北１丁目11番47号　ドール夕陽ヶ丘403
債務者　向井　広志
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３８２号
大阪市大正区小林東２丁目３番５―202号
債務者　河西　　清
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４７５号
大阪市生野区巽東１丁目14番５号
債務者　富永　正幸
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４８２号
大阪市阿倍野区長池町15番８号　長池やすらぎの里105号
債務者　井尻　明美
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８号
兵庫県加東市社274番地　ハイツひろのが丘203号
債務者　冨谷　　博
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２９年（フ）第２９０号
沖縄県那覇市識名３丁目17番25号　フレスコア識名501
債務者　田盛　早苗
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第８３０号
千葉県市川市大野町３丁目1847番地１　（エクセルサラーム105号）
債務者　吹田　尚滉
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８３１号
千葉県市川市大野町３丁目1847番地１　（エクセルサラーム105号）
債務者　吹田　美鈴（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８６２号
千葉県市川市福栄３丁目10番１―202号　（ロイヤルハイツ光）
債務者　笠井　千明（旧姓森本）
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係